様式第１号（第４条関係）

西海市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任状

　　　　　　年　　　　月　　　　日

西海市長　様

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 委任者 | 被保険者番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 住所 | 西海市　　　　　　　町 |
| 被保険者名 | ㊞　　　 |

保険給付費の代理受領に関する一切の権限については下記の者に委任します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受任者 | 住所 | 〒　　　－ |
| 事業所名 | ㊞　　 |
| 代表者名 | ㊞ | 電話 | （　　　）　　　－ |
| 振込先 | 金融機関コード | 店舗コード | 金融機関名 | 店舗名 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座種別 | 口座番号（右詰め） |
| ０１：普通 | ０２：当座 |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義人 | （フリガナ） |
|  |
| ゆうちょ銀行の場合 | 記号　（５桁） | 番号　（８桁） |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

【注意】

1. 住宅改修の給付費の支給については、工事完了後、支給申請の受付をした月の翌月末に支給されます。
2. 住宅改修の事前申請の工事内容や金額に変更等が生じた場合は、変更内容を再度申請していただくことが必要です。申請がない場合は住宅改修費の支給対象となりません。
3. 住宅改修の給付費の支給には、工事完了後、被保険者本人が居宅生活を送っていることが条件になりますので、事前申請で工事の承認を受けている場合でも、施設入所・入院をされている場合は支給要件に該当しません。